

仕様書

1 業務名

手稲水再生プラザ清掃業務

2 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 対象施設の概要

(1) 所在地

ア 手稲水再生プラザ

札幌市手稲区手稲山口 265 番地 8

イ 手稲中継ポンプ場（無人）

札幌市手稲区新発寒 7 条 11 丁目 1 番 1 号

ウ 茨戸西部中継ポンプ場（無人）

札幌市北区屯田 9 条 12 丁目 6 番 15 号

(2) 竣工年月日（手稲水再生プラザ）

昭和 53 年 6 月

(3) 規模

ア 地上 2 階

イ 地上 2 階 地下 1 階

ウ 地上 2 階

(4) 清掃対象延床面積

1,440.5 m²（手稲水再生プラザ 1,007.4 m²、手稲中継ポンプ場 365.2 m²、
茨戸西部中継ポンプ場 67.9 m²）

※清掃対象（建物外部）及び定期清掃対象の範囲及び面積は別紙 1-1
～ 1-3 のとおり。

(5) 職員数

28 名

(6) 1 日当たりの平均来庁者数

約 10 名

(7) 開庁時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）（以下「休日等」という。）を除く。）

(8) ごみの月間平均排出量（令和 7 年度実績）

ア 一般ごみ

112 m³

イ 資源化ごみ

684 m³

4 業務仕様

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」(以下「共通仕様書」という。)による。
- (2) 各項目に付記した【 】は、共通仕様書における該当項目等を示す。
例：【I 1.2.3】第1編 1.2.3に該当する項目。

5 業務内容【IV 1.1.4】【IV 2.1.1】～【IV 3.4.6】

- (1) 日常清掃
別紙2-1、2-2に基づき実施する。
- (2) 定期清掃
別紙3-1、3-2、3-3に基づき実施する。
- (3) 湯呑茶碗洗浄
別紙4に基づき実施する。

6 作業実施日時【I 1.3.3】【IV 1.1.3】【IV 1.1.6】

- (1) 日常清掃
 - ア 日単位
休日等を除く毎日、原則として開庁時間内に終わることとし、履行開始にあたる入庁は午前7時30分以降とする。
 - イ 週単位
休日等を除く平日の中で週1回、原則として開庁時間内に終わることとし、履行開始にあたる入庁は午前7時30分以降とする。
なお、原則作業時間を延長することはできない。

- (2) 定期清掃
来庁者及び職員の執務に影響を及ぼさない作業については開庁時間内とし、その他については原則として、休日等に行う。

なお、休日等に作業を行う場合は、必ず事前に委託者の許可を受けることとし、作業の具体的な実施日時は、委託者と協議して定める。

- (3) 湯呑茶碗洗浄
休日等を除く毎日午前7時45分以降に実施し、洗浄後の湯呑茶碗等は、翌日午前8時15分までに所定の場所に収納する。

7 業務責任者の選任【I 1.3.2】

業務責任者については、業務従事者の中から1名を選任する。

8 服装等【I 1.4.3】

- (1) 業務従事者は常に清潔な制服を着用する。
- (2) 業務従事者は胸部に名札又は腕章で受託者名(法人名)を明らかにした状態で業務を行う。

9 負担の範囲【Ⅰ 1.1.3】【Ⅳ 1.1.2】【Ⅳ 1.1.5】

(1) 受託者の負担

清掃に必要な資機材、洗剤

(2) 委託者の負担

衛生消耗品（石鹼、トイレットペーパー、ペーパータオル）、ごみ袋、茶碗用洗剤

10 安全管理

(1) 受託者は、業務の実施にあたっては、事故が発生した場合や、建築物、工作物、定着物及び備品を破損し、又は破損箇所を発見した場合は、初期対応とともに直ちに委託者に連絡のうえ、適切な処置をとる。

(2) 定期清掃作業中は、立ち入り禁止などの表示をすること。

11 苦情処理体制

受託者は、当該業務の履行に係る苦情に対して、迅速かつ円滑な対応が行えるよう、指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を、委託者と協議のうえ、業務の履行開始前までに定めておく。

また、苦情の内容やその対応などを記録した苦情処理記録簿（様式任意）を整備し、必要に応じて委託者に提出する。

12 業務関係図書

(1) 作業計画書（様式任意）【Ⅰ 1.2.2】

受託者は、業務の履行開始日の前日までに、日常清掃及び定期清掃についての「作業計画書」を提出し、委託者の承諾を得る。内容の変更が必要になった場合は、速やかに委託者の承諾を得て行う。

ここでいう作業計画書とは、業務従事者と清掃資機材を効果的に配置するために作成するもので、対象となる作業について、いつ、誰が、どの場所を、どのような方法で行うかを示した作業の工程表のことである。

作業計画書には、建築物の用途や建築資材、劣化状況等を考慮したうえで、作業対象（場所、作業概要、作業回数）、作業時間、業務従事者（人数）を記載する。

なお、計画書の作成にあたっては、他業種との関連を考慮するとともに、電話、電気等の機器に支障を与えないよう十分注意する。

(2) 作業手順書（様式任意）

受託者は、業務の履行開始日の前日までに、日常清掃及び定期清掃についての「作業手順書」を提出し、委託者の承諾を得る。内容の変更が必要になった場合は、速やかに委託者の承諾を得て行う。

ここでいう作業手順書とは、誰でも統一的な方法により清掃が行われ、かつ、一定の良好な方法を担保できるよう作成されるもので、対象となる場所について、どの資機材を使用し、どのような方法で行うのかを示した

業務従事者の作業マニュアルのことである。

作業手順書には、作業項目、作業手順・作業内容、作業回数、使用清掃資機材の種類及び数量、注意事項、最終点検について記載する。

(3) 業務報告書【Ⅰ 1.1.5】【Ⅰ 1.2.4】【Ⅰ 1.4.7】【Ⅳ 1.1.9】

ア 日常・定期清掃作業日誌（委託者所定様式）

受託者は、毎日実施した作業状況について、作業日誌に記載し、翌開庁日の午前8時45分までに、委託者に提出する。

イ 定期清掃作業報告書（様式任意）

受託者は、定期清掃作業計画書に基づき実施した定期清掃について、作業完了後10日以内に、作業報告書を作成して委託者に提出し、委託者の検査を受けて合格しなければならない。なお、作業報告書には、実施日時、清掃場所を記載する必要がある。

この検査が不合格の場合には、再度作業を実施しなければならない。その場合の実施日は、委託者と協議して決定する。

13 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面等

(1) 受託者は、次に掲げる書面を、指定する期日までに提出すること。なお、各書面の様式及び記載要領は委託者が別に定める。

ア 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面

(ア) 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿」及び「業務従事者配置計画書」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、「業務従事者名簿」を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(イ) 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者（上記（ア）の「業務従事者名簿」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

(ウ) 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、「業務従事者支給賃金状況報告書」を提出すること。

イ 業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担分調書

契約金額に対する積算根拠（積算内訳）として、契約締結後直ちに、「業務費内訳書」、「業務従事者賃金支給計画書」及び「社会保険料事業主負担分調書」を記載要領に沿って作成し提出すること。

- (2) 上記(1)の書面での確認において疑義が生じた場合にあっては、受託者は、上記(1)の書面のほか、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

14 環境への配慮【Ⅰ 1.4.8】【Ⅳ 1.1.13】

- (1) 業務に使用する洗剤、床維持材（ワックス）等は、有害な揮発性有機化合物（VOC）等を含まないもので、適正かつ環境に配慮したものを使用し、極力節約に努める。また、業務履行開始日の前日までに「使用材料計画書」（様式任意）に成分分析表を添付して提出し、委託者の承諾を受けてから使用することとし、使用する洗剤等を変更する場合も同様とする。

委託者がその性能上やむを得ないと判断した VOC 等の含有材料であっても、極力放散の少ないものを使用し、有効な換気対策を行い使用する。

なお、承諾を受けて使用中の洗剤等であっても、委託者が使用中止あるいは変更の必要があると判断した場合は、その指示に従う。

- (2) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、下記のとおり環境負荷低減に努める。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努める。

イ ごみ減量及びリサイクルに努める。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努める。

エ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用する。

15 業務の引継ぎ

- (1) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行開始に先立ち、従前の受託者から実地による実務的な引継ぎを受ける。

- (2) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、受託者が業務を行った際に作成した業務に必要な手順・方法等を記載した資料を委託者に提出する。

- (3) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、上記(2)の資料等によるほか、新規の受託者に対し実地による実務的な引継ぎを行う。

- (4) 業務引継ぎの詳細・実施期間等については、委託者と協議して定める。

- (5) 引継ぎに係る費用は受託者の負担とする。

16 一般的注意事項

- (1) 本業務の履行にあたり、委託者の立会いや指示のもと作業する必要がある場合にあっては、あらかじめ受託者に伝えるので、それに応じて作業にあたること。

- (2) 作業終了に際しては、椅子、屑入れ等を所定の場所に戻す。
- (3) 盗難、火災の発生に注意し、作業終了の際は、施錠及び火気処理を確認するとともに、不用灯を消灯する。
- (4) 拾得物は、直ちに委託者に届け出る。
- (5) 対象施設の館内規則を遵守する。
- (6) 本仕様書及び共通仕様書に記載されていない事項のほか、本仕様書に疑義が生じた場合にあっては、委託者と受託者の双方でその対応について協議すること。この場合において、受託者の責に帰すべき事由以外で受託者側に費用が生じる措置にあっては、その実費分を委託者が負担するものとする。

17 利用可能な居室等【I 2.1.1】

(1) 対象居室等

- ア 清掃員控室（別図のとおり。手稲水再生プラザ2階。）
付帯設備、什器、ロッカーを含む。
- イ 清掃用具庫（別図のとおり。手稲水再生プラザ1階。）

(2) 利用にあたっての注意点

- ア 業務に関係のない者をみだりに入室させない。
- イ 常に整理整頓を行い、清潔を保つ。

18 担当課

下水道河川局事業推進部新川水処理センター管理係
札幌市西区八軒9条西7丁目1-65 新川水処理センター1階

清掃対象床面積表

別紙1-1

施設名:手稲水再生プラザ

区分	施設名	清掃箇所	対象 面積 ㎡	日常清掃			定期清掃					
				日単位		週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペ ット
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/3月	1回	1回	1回	1回	1回
玄関ホール	1F	玄関及びホール	34.6		34.6				22.3			
事務室・会議室	1F	事務室	224.0		224.0				224.0			
	"	会議室	40.5						40.5			
	"	休憩室	18.2		18.2				1.8			
	"	応接室	15.4		15.4				15.4			
	"	仮眠室	34.3		34.3				5.9			7.6
	"	更衣室	16.5		16.5				14.7			
	2F	水質実験室	67.1			67.1			67.1			
	"	ロッカー室①	22.3						8.3			
	"	事務室	86.4		86.4				86.4			
	"	ドレスルーム	18.9	18.9					3.9			15.0
	"	ロッカー室②	55.3		55.3				4.6			47.5
	"	前室	17.5		17.5				17.5			
	"	休憩室	25.5		25.5				6.6			
	"	休憩室 (12月以降)	27.1		27.1				1.7			
	"	ロッカー室③	5.7						5.7			
	1F	監視盤室	284.9						284.9			
フリーアクセス フロア	汚泥棟2F	新コントロール センター室	875.2								875.2	
	"	高圧受変電室	185.4								185.4	
	"	コントローラー 室	192.3								192.3	
廊下・エレベ ーターホール	1F	廊下	119.7		119.7				119.7			
	"	踊り場	23.6			23.6						
	2F	廊下	101.0		101.0				101.0			
便所・洗面所	1F	トイレ	32.3	32.3					8.3			
	"	歩廊トイレ	1.2			1.2						
	2F	トイレ	23.4	23.4					2.0			
湯沸室	1F	給湯室	4.1	4.1					4.1			
階段	1F	階段	13.8		13.8				13.1			
	"	階段	13.7			13.7						
浴室・シャワ ールーム・脱衣室	2F	浴室・脱衣室	50.2	33.8					24.0			
小 計			2,630.1	112.5	789.3	105.6	0.0	0.0	1083.5	0.0	1252.9	70.1

施設名:手稲水再生プラザ・公園トイレ

別紙1-2

区分	施設名	清掃箇所	対 象 面 積 ㎡	日常清掃			定期清掃					
				日単位		週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペッ ト
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/3月	1回	1回	1回	1回	1回
便所・洗面所	建物外部	公 園 ト イ レ	10.1	10.1								
小 計			10.1	10.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

施設名:手稲水再生プラザ・屋上トイレ

区分	施設名	清掃箇所	対 象 面 積 ㎡	日常清掃			定期清掃					
				日単位		週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペッ ト
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/3月	1回	1回	1回	1回	1回
便所・洗面所	建物外部	屋 上 ト イ レ	20.9	20.9								
小 計			20.9	20.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

施設名:手稲中継ポンプ場

区分	施設名	清掃箇所	対 象 面 積 ㎡	日常清掃			定期清掃					
				日単位		週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペッ ト
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/3月	1回	1回	1回	1回	1回
玄関ホール	1F	玄 関 及 び ホール	51.5				51.5					
事務室・会議室	1F	事 務 室	85.6				85.6					
	"	仮 眠 室	13.6				13.6					
	"	ロ ッ カ ー 室	12.0				12.0					
	"	手 洗 室	2.1									
	"	操 作 室	279.9									
	"	前 室	5.3				5.3					
	"	会 議 室	21.6				21.6					
フリーアクセス フロア	2F	電 気 室	185.0									
	"	コントロールセ ン タ ー	302.0									
廊下・エレベーター ホール	1F	廊 下 A ・ 廊 下 B	99.6				99.6					
便所・洗面所	1F	ト イ レ	7.4				7.4					
階段	BF	階 段 室 (A)	26.9				26.9					
	1F	階 段 室 (A)	19.5				19.5					
	2F	階 段 室 (A)	22.2				22.2					
小 計			1,134.2	0.0	0.0	0.0	365.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

施設名:茨戸西部中継ポンプ場

別紙1-3

区 分	施設名	清掃箇所	対 象 面 積 ㎡	日常清掃			定期清掃					
				日単位		週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーベ ット
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/3月	1回	1回	1回	1回	1回
玄関ホール	1F	風 除 室・玄 関	7.0				7.0					
	〃	1 階 ホ ー ル	8.6				8.6					
事務室・会議室	2F	休 憩 室	8.7				8.7					
	〃	操 作 室	50.6									
フリーアクセス フロア	1F	高 圧 電 気 室	259.2									
	2F	コントロールセンター	236.6									
廊下・エレベ ーターホール	2F	廊 下	14.1				14.1					
	1F、2F	踊 り 場	8.1				8.1					
	1F	連 絡 歩 廊 1	84.8									
	〃	連 絡 歩 廊 2	87.1									
便所・洗面所	2F	ト イ レ	6.4				6.4					
湯沸室	2F	給 湯 室	6.7				6.7					
階段	1F	階 段	8.3				8.3					
小 計			786.2	0.0	0.0	0.0	67.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計			4,581.5	143.5	789.3	105.6	433.1	0.0	1083.5	0.0	1252.9	70.1

日常清掃作業内容（手稲水再生プラザ・日単位）

別紙2-1

対象面積 1,000～2,000㎡の人工採用。

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (回/日)
玄関ホール	弾性床、硬質床 又は木製床	除塵及び部分水拭き	34.6 ㎡	0.5
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器 備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	34.6 ㎡	0.5
事務室・会議室 (ドレスルーム)	弾性床又は木製 床	除塵及び部分水拭き	3.9 ㎡	1.0
〃 (事務室、1F・2F休憩 室、応接室、仮眠室、更 衣室、ロッカー室、前 室)	弾性床又は木製 床	除塵及び部分水拭き	396.7 ㎡	0.5
〃 (ドレスルーム)	繊維床	除塵	15.0 ㎡	1.0
〃 (仮眠室、ロッカー室)	繊維床	除塵	55.1 ㎡	0.5
〃 (1F・2F休憩室、仮眠 室)	畳	除塵（作業方法は「事務室、会議室」の繊維 床除塵に準じる。）	41.3 ㎡	0.5
〃 (2F休憩室※12月以降)	畳	除塵（作業方法は「事務室、会議室」の繊維 床除塵に準じる。）	25.4 ㎡	0.5
〃 (2F休憩室※12月以降)	弾性床又は木製 床	除塵及び部分水拭き	1.7 ㎡	0.5
〃 (事務室 ドレスルーム)	床以外	ごみ収集	329.3 ㎡	1.0
〃 (1F・2F休憩室、 応接室、仮眠室、 更衣室、ロッカー室、前 室)	床以外	ごみ収集	182.7 ㎡	0.5
〃 (2F休憩室※12月以降)	床以外	ごみ収集	27.1 ㎡	0.5
廊下・エレベーターホー ル (1F・2F廊下)	弾性床、硬質床 又は木製床	除塵及び部分水拭き	220.7 ㎡	0.5
〃	床以外	ごみ収集	220.7 ㎡	0.5
便所・洗面所 (1Fトイレ、2Fトイレ)	弾性床又は硬質 床	除塵及び全面水拭き	55.7 ㎡	1.0
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗 面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄（大 便器7、小便器6）、衛生消耗品補充及び汚物 収集	55.7 ㎡	1.0
湯沸室	弾性床	除塵及び全面水拭き	4.1 ㎡	1.0
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	4.1 ㎡	1.0
階段	弾性床、硬質床 又は木製床	除塵及び部分水拭き	13.8 ㎡	0.5
〃	床以外	手すり拭き	13.8 ㎡	0.5
浴室・シャワールーム・ 脱衣室	弾性床、硬質床 又は木製床	洗浄又は除塵及び拭き	33.8 ㎡	1.0
〃	床以外	壁・洗面台・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャ ワー金具等拭き、ごみ収集、扉部分拭き、足 拭きマット洗浄、脱衣箱・脱衣かご拭き、消 耗品補充、排水口ごみ収集	33.8 ㎡	1.0
ごみ運搬処理	1回/日清掃箇所	中継所から集積所までのごみ運搬・分別・梱 包	422.9 ㎡	1.0
〃	0.5回/日清掃箇 所	中継所から集積所までのごみ運搬・分別・梱 包	451.8 ㎡	0.5

※別紙2-1中、「作業回数（回/日）」欄に「0.5」とある作業は2日に1回の周期で行うものとする。

日常清掃作業内容（手稲水再生プラザ・週単位）

別紙2-2

対象面積 1,000～2,000㎡の人工採用。

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (回/週)
事務室・会議室 (水質実験室)	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	67.1 ㎡	1.0
〃	床以外	ごみ収集	67.1 ㎡	1.0
廊下・エレベーターホール (踊り場)	弾性床、硬質床 又は木製床	除塵及び部分水拭き	23.6 ㎡	1.0
〃	床以外	ごみ収集	23.6 ㎡	1.0
歩廊トイレ	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	1.2 ㎡	1.0
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄（大便器1）、衛生消耗品補充及び汚物収集	1.2 ㎡	1.0
階段	弾性床、硬質床 又は木製床	除塵及び部分水拭き	13.7 ㎡	1.0
〃	床以外	手すり拭き	13.7 ㎡	1.0
ごみ運搬処理	1回/週清掃箇所	中継所から集積所までのごみ運搬・分別・梱包	105.6 ㎡	1.0

※別紙2-1～2の「対象規模」欄に記載している面積は、原則として「床面積」である。

日常清掃作業内容（手稲水再生プラザ・公園トイレ）

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (回/日)
公園トイレ	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	10.1 ㎡	1.0
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄（大便器3、小便器3）、衛生消耗品補充及び汚物収集	10.1 ㎡	1.0
ごみ運搬処理		中継所から集積所までのごみ運搬・分別・梱包	10.1 ㎡	1.0

※ 公園トイレは、11月4日まで実施(履行期間中を23日見込む)。

日常清掃作業内容（手稲水再生プラザ・屋上トイレ）

対象面積 1,000㎡以下の人工採用。

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (回/日)
屋上トイレ	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	20.9 ㎡	1.0
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄（大便器3、小便器2）、衛生消耗品補充及び汚物収集	20.9 ㎡	1.0
ごみ運搬処理		中継所から集積所までのごみ運搬・分別・梱包	20.9 ㎡	1.0

※ 屋上トイレは、11月4日まで実施(履行期間中を23日見込む)。

定期清掃作業内容（手稲水再生プラザ）

別紙3-1

対象面積 1,000～2,000㎡の人工採用。

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (日/6カ月)
玄関ホール	弾性床、硬質床 又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	22.3 ㎡	1.0
事務室・会議室	弾性床又は木製 床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	789.0 ㎡	1.0
リ （仮眠室、ドレスルー ム、ロッカー室）	繊維床	洗浄	70.1 ㎡	1.0
フリーアクセスフロア	弾性床又は木製 床	床洗浄・帯電防止ワックス加工（三層塗り）	1,252.9 ㎡	1.0
廊下・エレベーターホー ル （1F・2F廊下）	弾性床、硬質床 又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	220.7 ㎡	1.0
トイレ （1F・2Fトイレ）	弾性床又は硬質 床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	10.3 ㎡	1.0
湯沸室	弾性床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	4.1 ㎡	1.0
階段	弾性床、硬質床 又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	13.1 ㎡	1.0
浴室・シャワールーム・ 脱衣室	弾性床、硬質床 又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	24.0 ㎡	1.0

※「対象規模」欄に記載している面積は、原則として「床面積」である。

※1月に実施。

定期清掃作業内容（手稲中継ポンプ場）

別紙3-2

対象面積 1,000㎡以下の人工採用。

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (日/6ヵ月)
玄関ホール	弾性床、硬質床 又は木製床	除塵及び部分水拭き（【4.2.1.1】玄関ホール適用）	51.5 ㎡	2.0
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器 備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵 （【4.2.2.1】玄関ホール適用）	51.5 ㎡	2.0
事務室・会議室 (ロッカー室、前室、会 議室)	弾性床又は木製 床	除塵及び部分水拭き（【4.2.1.2】事務室、会 議室適用）	38.9 ㎡	2.0
〃 (事務室)	繊維床	除塵（【4.2.1.2】事務室、会議室適用）	85.6 ㎡	2.0
〃 (仮眠室)	畳	除塵（【4.2.1.2】事務室、会議室適用。な お、繊維床除塵に準じる。）	13.6 ㎡	2.0
〃 (手洗室、操作室を除 く)	床以外	ごみ収集（【4.2.2.2】事務室適用）	138.1 ㎡	2.0
廊下・エレベーターホー ル	弾性床、硬質床 又は木製床	除塵及び部分水拭き（【4.2.1.3】廊下・エレ ベーターホール適用）	99.6 ㎡	2.0
〃	床以外	ごみ収集（【4.2.2.4】廊下・エレベーター ホール適用）	99.6 ㎡	2.0
便所・洗面所	弾性床又は硬質 床	除塵及び全面水拭き（【4.2.1.4】便所・洗面 所適用）	7.4 ㎡	2.0
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗 面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄（大 便器1）、衛生消耗品補充及び汚物収集 （【4.2.2.5】便所・洗面所適用）	7.4 ㎡	2.0
階段	弾性床、硬質床 又は木製床	除塵及び部分水拭き（【4.2.1.7】階段適用）	68.6 ㎡	2.0
〃	床以外	手すり拭き（【4.2.2.8】階段適用）	68.6 ㎡	2.0
ごみ運搬処理		中継所から集積所までのごみ運搬・分別・梱 包	365.2 ㎡	2.0

※「対象規模」欄に記載している面積は、原則として「床面積」である。
※12、3月に実施。

定期清掃作業内容（茨戸西部中継ポンプ場）

別紙3-3

対象面積 1,000㎡以下の人工採用。

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (日/6ヵ月)
玄関ホール	弾性床、硬質床 又は木製床	除塵及び部分水拭き（【4.2.1.1】玄関ホール適用）	15.6 ㎡	2.0
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵（【4.2.2.1】玄関ホール適用）	15.6 ㎡	2.0
事務室・会議室 (休憩室)	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き（【4.2.1.2】事務室、会議室適用）	0.0 ㎡	2.0
〃 (休憩室)	畳	除塵（【4.2.1.2】事務室、会議室適用。なお、繊維床除塵に準じる。）	8.7 ㎡	2.0
〃 (休憩室)	床以外	ごみ収集（【4.2.2.2】事務室適用）	8.7 ㎡	2.0
廊下・エレベーターホール (廊下、踊り場)	弾性床、硬質床 又は木製床	除塵及び部分水拭き（【4.2.1.3】廊下・エレベーターホール適用）	22.2 ㎡	2.0
〃 (廊下、踊り場)	床以外	ごみ収集（【4.2.2.4】廊下・エレベーターホール適用）	22.2 ㎡	2.0
便所・洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き（【4.2.1.4】便所・洗面所適用）	6.4 ㎡	2.0
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄（大便器1）、衛生消耗品補充及び汚物収集（【4.2.2.5】便所・洗面所適用）	6.4 ㎡	2.0
湯沸室	弾性床	除塵及び全面水拭き（【4.2.1.5】湯沸室適用）	6.7 ㎡	2.0
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集（【4.2.2.6】湯沸室適用）	6.7 ㎡	2.0
階段	弾性床、硬質床 又は木製床	除塵及び部分水拭き（【4.2.1.7】階段適用）	8.3 ㎡	2.0
〃	床以外	手すり拭き（【4.2.2.8】階段適用）	8.3 ㎡	2.0
ごみ運搬処理		中継所から集積所までのごみ運搬・分別・梱包	67.9 ㎡	2.0

※「対象規模」欄に記載している面積は、原則として「床面積」である。
 ※12、3月に実施。

茶碗洗浄業務内容

別紙4

作業内容	対象規模	回／日
茶碗洗浄作業にあたっては、下記の事項に従って業務を実施し、常に良好な衛生状態を保つよう十分注意すること。 (1) 作業に従事する者は、所定の制服を着用し、作業開始前に手を消毒しなければならない。 (2) 各事務室等の茶碗等を回収し、適正洗剤で洗浄し、水洗いし、熱湯で消毒する。 (3) 毎日、清潔維持のため、ラック、洗い桶、布巾、急須、茶こぼし、盆、茶がら入れ、ポット等を洗浄し、茶棚等の清掃を行う。 (4) 洗浄終了後の茶碗等は、各事務室へ運搬し、午前8時15分までに所定の場所に収納する。 (5) 使用済の布巾は、2ヵ月ごとに全部を更新する。 (6) 火気等を使用した場合は、ガスの元栓を締め、火の取扱いには十分注意する。 (7) その他、当該業務を実施するため、必要とする業務。	40.0 個	1.0